

有価証券貸借の会計処理について

中 村 清

一 有価証券貸借

有価証券は、売買契約その他の場合における担保品・保証金・供託金・証拠金・信託金等の代用として利用され貸借が行われるが、この際に有価証券を『民法第五百八十七条』^(註)の規定する「消費貸借」によって、他人に貸出し又は借入れたときは、その所有権は借主側に移転し、借主はこれを自由に処分しうる権利を有し、この場合は保護預け、又は預りや担保に入れた場合と異なり、必ずしも借入れた有価証券と同一物を返還する義務はなく、同一銘柄・同一額面の有価証券であれば、他のものを買入れて返還しても差支えない。

(註) 民法第五百八十七条

消費貸借ハ当事者ノ一方カ種類・品等及ヒ数量ノ同シキ物ヲ以テ返還ヲ為スコトヲ約シテ相手方ヨリ金錢其他ノ物ヲ受取ルニ因リテ其效力ヲ生ス

ここにいう有価証券とは、広義の解釈による有価証券ではなく、狭義の解釈の場合で、公債(特に国債、地方債)、社債及び株式に限られ、さらに実際に貸借取引の対照となるものは、大部分このうち国債及び社債である。そこで、この有価証券の「消費貸借」についての会計処理法は、通常の場合における『金錢の貸借』となら異なるところが

ないから、次に述べるように整理すべきである。

(一) 証券を△消費貸借▽によって貸付けた場合

既述したように、有価証券を△消費貸借▽によって他人に貸付けたときは、たとえ貸付けたものでもその所有権は借主側に移り、資産としての有価証券の減少をきたすと共に、他面一定期日には、これに相当する同一銘柄の有価証券を返還せしめるべき請求権（物件債権）を取得することになるから、『所有有価証券』又は『有価証券』なる科目（貸方記入）より、『貸付有価証券』なる科目（借方記入）に振替え、返還を受けた際は、これが反対仕訳を行うべく従って『貸付有価証券勘定』の残高は、常に借方に生じ、貸付有価証券の現在額を示すことになり、仕訳形式で示せば、

(借方) 貸付有価証券 ×××

(貸方) 「所有」 有価証券 ×××

なお、この際における貸付有価証券の値段（記帳価額）は時価（市価）によらず帳簿原価（通常は、有価証券売買帳の平均価額）を以てすべく、当該有価証券の返還を受けた場合も同一価額を以て振替記帳する。

(二) 証券を△消費貸借▽によって借入れた場合

前述せるように、有価証券を△消費貸借▽によって他人より借入れた場合は、例え借入れたものであっても、その所有権は借主側に移り、資産としての有価証券の増加をきたすと共に、他面一定期日には、これに相当する同一銘柄の有価証券を返還すべき義務（物件債務）を負うことになるから、次の仕訳に示すように、これを『所有有価証券』、又は『有価証券』の勘定に借方記入すると同時に、『借入有価証券』なる負債勘定を設けて貸方記入する。従って

『借入有価証券勘定』の残高は、常に貸方に生じ、借入有価証券の現在額を示すことになる。

(借方) (所有) 有価証券 ×××

(貸方) 借入有価証券 ×××

まず、この際における借入有価証券の値段（記帳価額）は、帳簿価額というものが無いから、借入時における市価を以てする。ただし△消費貸借△の場合は、次に述べる△賃貸借△の場合と異なり、当該借入有価証券は、一応他の所有有価証券と同一に整理されるわけで、従って返還の際には、所有有価証券の平均原価によるべく、その差額については有価証券評価損益を生ずることになる。

なお、△消費貸借△の場合にせよ、或は後述する△賃貸借△の場合にせよ、有価証券の貸付料、又は借入料（或は品貸料、又は品借料）は、一般の金利と同じように、金融の繁閑、その他貸借利用効果の差異等によって必ずしも一様ではないが、一般には額面価額と貸借期間に対し日歩計算により、返還の際に支払われるのが普通であつて、損益計算書の表示科目はともかくも、整理勘定科目としては、利益勘定として『有価証券貸付料』、損費勘定として『有価証券借入料』、或は、これに類する特別の損益勘定を設けて処理すべきである。

(註) 銀行では、「貸付の条件」を次のように定めておるようである。

「貸付の条件」

(a) 取引に当って、特別の約定書を徴する。

(b) 貸付期間は、取引の実情によって相違するが、通常三ヶ月から六ヶ月である。

(c) 貸付料は、通常後取りで、料率は取引先の信用程度、証券の用途、担保等によって一定しないが、現状では日歩三厘ないし五厘程度である。

有価証券貸借の会計処理について

(坂部 悟著「銀行実務講座第四卷〈貸付〉」二一九頁)

二 有価証券の質貸借

前段に有価証券の〈消費貸借〉についての会計処理法を述べたが、しかし有価証券の〈消費貸借〉は、償還等の際において当事者間に種々不公平な結果を与えることがあるので(消費貸借契約による場合は、しばしば貸主に不利な結果を与える場合が生ずるので)、関係会社との間の貸借等を除き、一般には〈消費貸借〉は餘り行われず、普通は、『民法第六百一条』^(註一)に規定する〈質貸借〉、又は『民法第五百九十三条』^(註二)に規定する〈使用貸借〉が多く行われているようである。

(註一) 民法第六百一条

質貸借ハ当事者ノ一方カ相手方ニ或物ノ使用及ヒ収益ヲ為サシムルコトヲ約シ相手方カ之ニ其賃金ヲ払フコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス

(註二) 民法第五百九十三条

使用貸借ハ当事者ノ一方カ無償ニテ使用及ヒ収益ヲ為シタル後返還ヲ為スコトヲ約シテ相手方ヨリ或物ヲ受取ルニ因リテ其效力ヲ生ス

〈質貸借〉又は〈使用貸借〉は、貸出したものと同一物の返還を受ける契約によって貸借されるもの、すなわち貸借の際、貸主に差入れる借用証に、証券の種類(銘柄)、記号、番号、額面、数量等を記載し返還の際は、必ず借入れた有価証券そのものを返還すべきことを約束するもので、単に占有権の移転に止まり、所有権には何等の移動がないから、普通は会計上のいわゆる取引と認めることができず仕訳能力を有しない。従ってこの場合は、単にその貸

借事実を補助簿等に記録するに止め、返済時に消去記録を行うだけで差支えなく、又その方が実務上簡便であろう。しかしながら、もしもこの種の取引が相当多額に発生する場合には、なるべくその事実を主要簿記録の対象となしこれを貸借対照表に明示すべく、その場合は、次のような『対照勘定』を用いて勘定的に仕訳処理することが必要である。

(イ) 証券を質貸借によって貸付けた場合

(借方) 貸付有価証券 ×××

(貸方) 仮渡有価証券 ×××

(ロ) 証券を質貸借によって借入れた場合

(借方) 仮受有価証券 ×××

(貸方) 借入有価証券 ×××

ここに示した『対照勘定』の勘定科目名は、『電気事業会計規程』（昭和七年十一月）に規定する科目名を採用したもので、勘定科目名については、他にもっと適当な名称があれば御教示をお願いしたい。

わが国の銀行その他の金融機関会計等の従来及び現在の慣行においては、△質貸借▽又は△使用貸借▽契約による場合も、これを△消費貸借▽なみに取扱ひ、前段で述べたところと同一処理法を行っているもの多く、しかしてその理由としては、△質貸借契約▽又は△使用貸借契約▽においても、借主は当該有価証券を担保又は保証金代用に差入れること多く、契約不履行その他の事由によって、これが処分されることあり、貸主は必らずしも同一物の返還を受けえず、同一銘柄の有価証券を受取らねばならないから、△質貸借▽又は△使用貸借▽の場合も、△消費貸借▽の

場合に準じて処理する方がよいというにある。

しかしながら、およそ会計経理の本義は、法律的事実、或は経済的事象を否曲することなく、ありのままの姿において処理すべく、しかして既に繰返して述べたるように、△貸借▽又は△使用貸借▽の契約にて貸借が行われたる以上、それは法律上単に占有権の移転に止まり、所有権の移転が行われたのではないから、これを△消費貸借▽と同視して処理することは絶対に誤っており、有価証券の貸借はどこまでも、これが「貸借契約の種類」によって整理すべきである。

三 証券貸借に関する銀行法等の規定

けだし有価証券の貸借を貸借対照表に表示すべきことを、法律を以って規定したのは、大正五年七月実施の改正銀行法施行細則（旧銀行法細則）が始めであり、爾來現行の『銀行法施行細則』（昭和二年十一月十七日大蔵省令第三一〇号）（最終改正昭和二十六年大蔵省令第一〇七号）においても同様に規定している。

いま、現行『銀行法施行細則』附属雛形の貸借対照表及び損益計算書の勘定分類を基準として、特に有価証券関係の科目を抽出して見れば、次頁のごとくである。

しかして、この『銀行法施行細則』によれば、有価証券の貸借関係の勘定科目としては、貸借対照表の借方科目には、『貸付有価証券』を、貸方科目には『借入有価証券』を掲げ、これが貸借処理の相手科目として、いずれも『有価証券勘定』として整理すべく、又損益計算書の利益科目には、『有価証券貸付料』を、損失科目には『有価証券借入料』として規定している。

〔貸借対照表〕

資 産 (借 方)		
有 価 証 券 勘 定		債 債 券 債 式
	国 地 方	
	外 国 証	
	社 株	
貸 付 有 価 証 券		
負 債 (貸 方)		
借 入 有 価 証 券		

〔損益計算書〕

利 益		
有 価 証 券 利 息		
有 価 証 券 売 買 益		
有 価 証 券 償 還 益		
有 価 証 券 貸 付 料		
損 失		
有 価 証 券 売 買 損		
有 価 証 券 価 額 銷 却		
有 価 証 券 借 入 料		

なお、同細則（業務報告書雛形）には、次のように規定してある。

第二十五項〔所有有価証券〕には、「本項ニハ応募引受又ハ質入等ニ係ル有価証券ノ外借入ニ係ル有価証券ニ付記載シ貸付ニ係ル有価証券ハ之ヲ減少高ニ記載スベシ」と、

第二十六項〔借入有価証券〕には、「本項ニハ消費貸借タルト貸貸借タルトヲ問ハズ借入ニ係ル有価証券ニ付記載スベシ」と、

第二十七項〔貸付有価証券〕には、「本項ニハ貸付ニ係ル有価証券ニ付借入有価証券ノ例ニ準ジテ記載スベシ」とある。

では次に『銀行会計』としての、有価証券の貸借関係の処理法について述べるのであるが、その前に銀行の授信業務の一つとしての『貸付有価証券』についての概要を述べることにする。

まず『貸付有価証券』とは、銀行が資金運用の一方法として保有する有価証券を、取引先の依頼に応じ、貸付料を

徴収して貸付けることをいう。銀行授信業務の一つたる『支払承諾』が、銀行の人的信用を取引先をして利用させるものであるのに対して、『貸付有価証券』は、銀行の物的信用を取引先に利用させるものである。

一般に取引先が、有価証券の必要が生ずる場合としては、前述したところであるが、例えば有価証券を担保とする間接税、専売公社取扱品の買付代金の延納、諸官庁等に納入する保証金・供託金の有価証券による代替、また一般商取引における契約保証金ないし借入金^(註)の担保としての利用等いろいろの場合があるけれども、業者としては、これらの必要に備えて平素多額の有価証券を保有しておくことは資産の運用上望ましくないのである。そこで一時、有価証券が必要となった場合、業者は有価証券投資を業務の一部として行っている銀行にその借入を求め、また銀行の側としても、本来の利子配当の外に貸付料を徴収しうる利益があるので、これに応ずることになるのである。

(註) 貸付有価証券取引を、証券需要の理由によって大別すると、法令等に基づく担保の提供に使用する場合と、一般の取引に必要な担保の提供に使用する場合とに分かれる。

(a) 法令又は之に準ずる規程ないし規約に基づく担保

現在、多く生ずる事例であり、例えば、酒造会社が、酒税延納の担保として使用する国債^(酒税)、ソーダ製造会社が、専売公社から買受けた原塩代金延納の担保として使用する国債^(塩専)等これである。これらは、提供する担保の権利者が国或いは国と同様の性格のものの場合であるが、この外、例えば、地方公共団体の金庫事務取扱いのための担保提供の場合^(地方自治)のように、権利者が国以外のもこともあり、また証券取引法による証券業者の営業保証金^(証券取)のように不特定多数の権利者のために供託に附す場合もある。

(b) 一般の契約保証又は借入金の担保等建設会社が土地払下げに関する契約保証金として地方公共団体、例えば、東京都に国債を差入れる場合、汽船会社が新造船建設資金として保険会社より融資を受け、その担保として国債の提供を要する場合或いは小売商が卸売商に対し、買掛金の担保として証券を差入れる場合等がこれである。

実際に銀行が、貸付有価証券取引に依じてくれるのは、『支払承諾』の場合と同様に、特に信用ある取引先か、又は確実な担保を徴収しうる場合のほかは、これに依じないのが普通である。

また、この貸付有価証券取引に使用される有価証券の種類は、前述せるように、公債（特に国債、地方債）、社債及び株式に限定され、さらに実際に取引されるものの大部分は、このうち国債及び社債である。

次に、貸付有価証券取引の貸付形式であるが、この形式には、左の二種類がある。

(一) 現物の貸渡

この貸付形式は、有価証券の現物を取引先（借主）に貸与し、取引先が必要に応じて質権その他の担保権の設定や供託をする場合である。この場合の「約定書」の一例を示せば後掲のようである。（約定書 ㉓）

(二) 登録債の貸付

この貸付形式は、登録済の国債と社債を貸付けるのであるが、特に登録国債による場合が多い。また、この登録国債約定書 (一)（登録国債に質権設定の場合の前文例のみ）

証

一、（国債銘柄）

額面 金〇〇〇円也

（但貴行御名義甲種登録国債第〇回第〇番の内）

右国債に付ては弊社が〇〇株式会社と同社〇〇取扱保証金として提供のため貴行よりの国債証券借用に代え国債規則第三十七条の規定に従い弊社のため〇〇株式会社を質権者とし貴行を質権設定者として質権を登録せられましたに就ては左の条項を確約致します。

（条項は省略）

収入
印紙

債の貸付に対し質権設定の「約定書」による貸付(約定書(一))と、担保権設定の「約定書」による貸付(約定書(二))とがある。

約定書 (二) (登録国債に担保権設定の場合)

証

一、(国債銘柄) 額面 金〇〇〇円也
(但貴行御名義甲種登録国債第〇回第〇〇番の内)

収入
印紙

右国債に付ては酒税法第三十六条第三項酒税法施行規則第四十四条第二項に基き弊社の酒税延納の担保として〇〇税務署に差入の為貴行よりの国債証券借用に代え国債規則第三十九条の規定に従い弊社のため〇〇税務署長を担保権者とし貴行を担保権設定者として担保権を登録せられましたに就ては左の条項を確約致します

- 一、担保権設定期間を昭和〇〇年〇月〇日迄と定め同日迄に担保権登録削除のため一切の手續を致します
- 一、期限前と雖も貴行の御請求があるときは遅滞なく担保権登録削除のため一切の手續を致します
- 一、万一右手續を怠り又は担保権を実行せられた場合に於ては貴行の御指図に従い同種類の国債又は金銭を以て弁償し些も貴行に御迷惑を御懸け致しません
- 一、担保権設定に対する報償は担保権登録の日より額面百円に付一日〇厘の割合を以て計算し期日並に担保権登録削除の節に其の日迄の分を御支払します

昭和〇〇年〇月〇日

住所・氏名

〇 〇 〇 〇

株式
会社 〇 〇 銀行 御 中

以上で『貸付有価証券』の概要の説明を終るが、ここで有価証券貸付業務について、片野教授は『ただし、戦後は銀行手持の公社債の減少のため、担保物件としての有価証券の貸付は、次第に銀行保証という形態に移行しつつあり実際界においては、おおむね、銀行の支払承諾業務が有価証券貸付業務にとつてかわるようになった。』と述べておられるのを注意しておこう。^(註)

(註) (片野一郎著「日本・銀行簿記精説」四一〇頁)

以上、後述する諸規則・諸準則においてあまり規定のない銀行業においてのみ詳細規定のある有価証券の貸付関係の概要を述べたのであるが、従つて前掲の文言解釈によれば、銀行法上における有価証券の貸借は△消費貸借▽を意味すべく、△貸貸借▽又は△使用貸借▽の場合には、これを貸借対照表に表示する必要がないわけである。しかるに現在一般の銀行の慣行においては、△貸貸借又は使用貸借▽の場合も、これを△消費貸借▽とみなし、△消費貸借▽の場合における同一の会計処理法を行っているところが多い。

では、最後にこの方面『銀行会計』の權威である片野教授の一文を掲げさせていただくことにする。(片野著「前掲書」二五〇—二五一頁)

『有価証券の貸借で勘定を設ける場合は、消費貸借の場合だけにかぎられ、使用貸借または貸貸借の契約でなされる場合は、もとのままの現物で返還をうけるので、従つて、占有権の移転はあつても所有権の移転はないのであるから、勘定帳簿記入の対象とはならず、補助帳簿にその摘要を控えるだけでよいと考えられる。したがつて、銀行で有価証券を貸付ける場合は、消費貸借契約の場合と貸貸借契約の場合とはその取扱が異なる筈であるが、現在銀行の貸付取扱の実務上では、証券の貸借を貸貸借を主旨として、貸付けの際は、そのままの証券の返還を約束し、しかも所

有権移転と同じ前記の記帳を行っている。その理由は、有価証券（公社債）には、抽籤償還となることがあるので、償還益が借主側に帰属することになっては貸付けた銀行側に不利となり、貸借当事者間に不公平な結果が生ぜざるを得ない。銀行ではこれを防ぐために同一銘柄・同一番号による返還を約した貸借の形式をとるのである。しかし、また一方、貸付けた証券が担保等に差入れられてある場合、先方の債権者（有価証券受入れ先）がこれを処分することもありうるので、かかる場合、貸借借契約であっても結局は、貸付銀行が返還を受ける際には同一銘柄で異番号の証券とならざるを得ない事情もある。この点では、貸借借契約の場合でも所有権の移転をともなう消費貸借なみの記帳取扱いにしておく方が銀行にとって都合がよいわけである。ゆえに、銀行では、通常貸付けたものと同一物を返還してもらおう約束で貸付け、しかもこれを消費貸借なみに取扱っているのである。』

四 証券貸借に関する原則・諸規則・諸準則における規定

ここで述べる順序は、(一) 財管準則における規定、(二) 企画院準則における規定、(三) 安本原則及準則における規定、(四) 財務諸表規則及規則取扱要領における規定、(五) 業種別規則・準則における規定、(六) 証券業者に対する規定である。

(一) 『財管準則』における規定

一般に『財管準則』（商工省準則）とは、昭和九年商工省臨時産業合管理局・財務管理委員会発表の『財務諸表準則』の畧称であり、現在では、すでに時効消極的存在とはなってしまったが、わが国において勘定科目の統一運動は、まずこの準則において現われたのである。

この準則においては、有価証券の貸借はもとより、保証金等の代用有価証券の処理についてもかなり詳細な規定を

していた。いま、同準則の貸借対照表規定より有価証券関係の勘定科目を抽出すると、次の通りである。

〔貸借対照表〕

資 産 (借 方)	
投 資	
関係会社有価証券	
特定資産	
引当勘定引当有価証券	
従業員預り金引当有価証券	
流動資産	
有 価 証 券	
雑 勘 定 (借 方)	
貸付有価証券	
保証差入有価証券	
保管有価証券	
負 債 (貸 方)	
雑 勘 定 (貸 方)	
借受有価証券	
預り保証有価証券	

では次に、前記有価証券関係勘定科目中より、有価証券貸借関係だけの準則規定を抜き出して述べよう。

△貸借対照表規定▽ 第八・雑勘定(借方)のうち、

六〇、有価証券を貸付けたるときは、「有価証券」なる科目より「貸付有価証券」なる科目に帳簿価額を以て之を振替ふべし。

とあり、この規定を太田教授は、次のように、明解に解説されている。(太田哲三著「改訂財務諸表準則解説」九九頁)「有価証券を他人に貸付ける場合には、これを担保に差入れ又は保護預けとするのとは異って、これが処分を委ねるものであるから、有価証券と云うよりも一種の債権と看做すべきである。すなわち金額で契約せず物件を以てせる貸

金に外ならない。ゆえにその有価証券の帳簿価額を以てこれを貸付有価証券なる科目に振替えなければならぬ。貸付有価証券は多くの場合同一物件が返還され、従って一種の使用貸借であり、家屋の賃貸と同様に会計に關係なき事項であるから、これを示すのは単に備忘の目的を有するに過ぎないと主張するものもある。しかしながら借主はこれを保証金代用に差入れる場合が多く、従ってその証券は処分せられる危険が常に附随する。ゆえにこれを別個の債権とすべきである。或は危険にさらされる程度は借入金に対して担保として差入れた場合と同様であると論ずるかも知れないが、担保の場合には、自己が債務を履行しない結果処分されるものである。自己の債務が別に負債として計上されてある限り、担保として差入れた有価証券を区別して表示する必要はない。』

また、これに対応して、

△同 規定▽ 第十一・雜勘定（貸方）のうち、

八一、「借受有価証券」は、保証金の代用として、他人に差入るるため借受けたる有価証券を示す。

とあり、この規定についても、太田教授は、『有価証券を保証金の代用として他人に差入れるために借受けた時にはその債務を借受有価証券なる科目で示すべきであり、金額はその証券の額面金額である。この科目は借方雜勘定中の保証差入有価証券と対応する性質をもつものである。』

保証金に代用させる目的ではなく、例えば自己の借入金の担保品に供するために有価証券を借受けた場合については本原則は何等その処理方法に言及していない。しかしながらこれに準じて計上することが必要であろう。すなわち負債の側に同じく借受有価証券なる科目を起すと共に、資産の側に於ても雜勘定中に担保差入有価証券としてその額面金額を示すのである。自己所有の有価証券を担保に差入れたときに担保差入有価証券の科目を起さないから、この

場合にもこれを手許有価証券に合併して示しても差支ないようであるが、借受けた証券を自己所有のものと混合することは穩当ではない。そこでかかる特殊の科目が設けられるのである。

借受有価証券とこれに対応する保証差入有価証券、或は担保差入有価証券の如く、借方貸方に相関連した二個の科目が存立し、金額がほとんど同額で相対しておる場合に、両者を対照勘定と呼ぶのが常である。元來貸借対照表は、借方科目の全部が貸方科目の全部に相対しておるのであって、貸方の科目が直接借方の或る科目に依つて代表されるものではない。……』(太田著「前掲書」一一三頁—一四頁)

と解説されている。

従つて、この『財管準則』による有価証券貸借の会計処理を仕訳形式を以て示せば、次のようになるわけである。

(イ) 有価証券を貸付けた場合

(借方) 貸付有価証券 ×××

(貸方) 有価証券 ×××

(ロ) 有価証券を保証金の代用として他人に差入れるため借受けた場合

(借方) 保証差入有価証券 ×××

(貸方) 借受有価証券 ×××

となる。

また、本準則では、なんらの処理方法を規定していないが、「保証金に代用させる目的ではなく、借入金の担保として提供するために有価証券を他より借受けた場合」は、太田教授の解説にあるように、次のごとく仕訳すべきであ

ろう。

(借方) 担保差入有価証券 ×××

(貸方) 借受有価証券 ×××

なお、これらに関連する有価証券規定として、次のようなものがある。

△ 同 規定√ 第八・雑勘定(借方)及び第十一・雑勘定(貸方)

六一、保証金を差入れたるときは「差入保証金」なる科目を以て之を示す。

有価証券を以て保証金に代用したるときは、「保証差入有価証券」なる科目を設け、「有価証券」なる科目より帳簿価額を以て之に振替うべし。

他人より公社債を借受け、之を保証金に代用して差入れたるときは、「保証差入有価証券」なる科目にその額面を計上し、之に対応して「借受有価証券」なる負債科目を設くべし。

六二、他人より保証金の代用として受入れたる有価証券は、額面を以て「保管有価証券」なる科目に之を計上し自己所有の有価証券と区別すべし。

八二、「預り保証有価証券」は、保証金の代用として他人より受入れたる有価証券を示す。借方における「保管有価証券」なる科目は之に対応す。

以上の三規定について、太田教授は、次のように、これ又解説されている。

まず、六一及び六二については、

『……保証金の代用として有価証券を差入れた場合には、保証差入有価証券なる別勘定を起して、前述の貸付有価

証券と同様に有価証券勘定から当時の帳簿価額を以てこの科目に振替えるのである。更に他人から公債社債の類を借受けて、これを保証金代用として他に差入れた場合にも、同じく保証差入有価証券の科目に計上するのである。自己所有のものを差入れた場合には、有価証券の帳簿価額を以てするが、他人から借入れた場合には、帳簿価額は存在しないから、額面額を以て記入する外はない。但し、差入保証金代用価額を以てするも一方法であるが、貸方科目たる借受有価証券と対応せしむるためには額面を以てした方が明瞭である。……しかるに保証金代用として有価証券を受入れたならば、これをその額面額で保管有価証券なる科目に計上するのである。この場合も又額面額よりも受入価格による方が便利なことがあり得る。……』(太田著「前掲書」一〇〇—一〇一頁)

また、八二についても、次のように解説されている。『預り保証有価証券は保証金として現金の代りに受入れた有価証券の額面を掲げる科目であつて、借方に於ける保管有価証券なる科目と対照するものである。もしこの負債科目があるにかかわらず借方に保管有価証券なる科目がないならば、受入れた有価証券を処分したか、或いは自己の有価証券と混同しておることを示すのである。この関係は借受有価証券についても同様である。』(太田著「前掲書」一一四頁)

そこで、参考までに、これらの処理方法につき、仕訳形式にて示せば、

(イ) 自己所有の有価証券を以て、保証金の代用として差入れた場合

(借方) 保証差入有価証券 ×××

(貸方) 有価証券 ×××

(ロ) 他人より保証金の代用として、有価証券を受入れた場合

(借方) 保管有価証券 ×××

(貸方) 預り保証有価証券 ×××

となる。

すなわち、以上のように『財管準則』における規定は、後述する諸準則における規定と比較して詳細ではあるけれども、有価証券の貸借は、消費貸借契約による場合のみについては明記していないが、少くともそのように限定して解釈すべく、又『本準則』においては、有価証券の借入は、特に保証金の代用として他に差入れするために借受けた場合と限定してあり、しかも直ちに代用した場合の処理を示すのみである。

(二) 『企画院準則』における規定

『企画院準則』とは、昭和十六年十二月企画院財務諸表準則統一協議会が草案形式で公表した『製造工業財務諸表準則』(製造工業貸借対照表準則、同財産目録準則及び同損益計算書準則)の畧称であり、戦時中に発表されたものである。

さて、このうち「貸借対照表準則」においての有価証券の貸借についての規定は、(一)で述べた『財管準則』に比較して少いのであり、同準則の第三十九に、「短期借入金ノ科目ニハ短期借入金、借入有価証券、銀行当座借越ヲ記載ス」とあるのみで、短期借入金の中に、借入有価証券を含めておる。そしてこのように、『企画院準則』は、有価証券の借入についてのみ規定し、貸付有価証券についての規定を欠いている。

このように有価証券の貸付についての規定を欠いている理由は、『電気事業会計規程^(註)』におけるように、借入及び預りの有価証券の場合のみを取引として仕訳記入を行い、貸借対照表に表示すべく、貸付及び保証差入のために有価証券を提供する場合は『有価証券勘定』で内訳整理すべしと解釈すべきか、或は貸付有価証券取引については、借入

有価証券取引の場合に準じて処理すべしとなしているものと解すべきか、あまりこの点についての明確な解説がなされていないけれども、又確かに有価証券の借入れや、預りの取引は行われても、その反対の貸付や、保証差入の取引例は極めて少いかも知れないが、しかし、これらの点を別にしても、『企画院準則』によれば、有価証券の \wedge 貸借 \vee 又は \wedge 使用貸借 \vee については、これを貸借対照表に表示する必要なきものの如くである。

(註) 電気事業会計規程(昭和七年十一月)

そこで前述したように、有価証券の貸借について『企画院準則』の規定が、以上の如く『財管準則』の規定と比べると、あまりにも簡単なものになったので、いろいろな問題があり、この点について、以下吉田教授・原口教授・久保田教授の論を参考のために掲げておくことにする。

まず吉田教授は、「保証金代用の有価証券及び有価証券の貸借」として、(吉田良三稿、「企画院製造工業財務諸表準則と商工省財務諸表準則との比較」雑誌・会計・第五十巻・第五号・一八—一九頁)

『有価証券を以てて保証金に代用したる場合には、商工省準則に於ては、自己の所有に係るものを差入れたるときは「有価証券」より帳簿価格を以て「保証差入有価証券」なる科目に振替え、他人より借受けたる上保証金代用としたるときは、額面を以て前記「保証差入有価証券」に計上すると共に、「借受有価証券」なる負債科目を設定すべきこととしておる。更に反対の場合、すなわち他人より保証金代用として有価証券を受入れたるときは、「保管有価証券」と「預り保証有価証券」とにそれぞれ掲上すべきこととする。これらの関係については、企画院準則に於ては特に明示するところがない。しかしその「短期借入金」の内に借入有価証券を包含せしむべきこととなり有価証券自体は「有価証券」中に計上することとなるであろう。反対にその貸付は製造工業に於ては、もちろん一

般の企業にあつても、借入に比し稀有なりと見うべく、商工省準則にあつても之に触れるところがない。

保証金代用として差入及び受入は之に反し稀ではないと考えられるが、その差入について商工省準則のごとく「保証差入有価証券」なる特別科目を用いないとすれば、「有価証券」にそのまま残存せしめることになるであらう。強いて之を他に求むれば期間の短き限り短期貸付金として「短期債権」に入れる外はないが、之は決して適当なる処置とはいへない。他人よりの保証金代用としての有価証券の受入については、企画院準則も、その債務については「預り金」に計上すべきことを指示しているから問題はないとして、その借方は、商工省準則の如く保管有価証券なる科目を特設せざる限り、有価証券に計上することにならう。

之を要するに、企画院準則にあつては、有価証券の借入及び保証預り、すなわち有価証券の受入の場合についてのみ規定しており、しかもその貸方科目に關する指示だけが与えられておるに止るのであつて、その引渡については特に触れるところがない。受入の場合に於て、之を有価証券にて処理するものとすると、引渡の場合は、しばらく論外としても、その保証差入に際しては有価証券勘定よりなんらかの他の科目に振替える方法をとらざる限り、受入の場合の処置との権衡がとれない。この点若干明白を欠くが、財産目録準則にもその雛形にもこの点の処置を示唆すべきなんらの拠り所も見出されない。』

次に原口教授は、(原点亮平稿「企画院公表製造工業貸借対照表について」雑誌・会計・第五十卷・第五号・一七三頁)

『預つた有価証券、借入れた有価証券を短期借入金に組入れたことは会計上の問題を提供する。是貸借が消費貸借の性質を有するときと雖も、物件の貸借と金銭の貸借とは異なる点が存するからである。預つた有価証券を、所有する有価証券とすることは許されないことである。尚預つた有価証券を評価し、その評価損益を計算するとき

は不合理の甚しいものと信ずる。この整理は、ある便宜を与えるものであるが、その便宜によって会計の原則を破壊してはならぬ。』

最後に、久保田教授は、（久保田音二郎稿「企画院製造工業貸借対照表準則草案を論ず」雑誌・会計第五十巻・第五号・二〇〇頁及二〇三頁）

『……更に準則案では、負債に短期借入金項目中に短期借入有価証券を指定しているが、借入有価証券に貸借対照表能力があるとせば、その用途の如何によってはこれに対照して保証差入有価証券の如き科目を資産側に計上する必要はありせぬか。若し必要であるとせば、その科目がどこに所属するかを統一化することが望ましい。…』
又、『預り金に預り有価証券なる小科目があるに拘らず、資産相手科目をいかに区分配列すべきかに規定がない…』

(三) 『安本原則及準則』における規定

『安本原則及準則』とは、昭和二十四年七月経済安定本部企業会計制度対策調査会より中間報告の形式で発表された『企業会計原則及び財務諸表準則』の畧称であるが、これは昭和二十九年七月改正され大蔵省理財局企業会計審議会より、これまた中間報告形式で公表されたものであり、前者を以下『旧原則及準則』、後者を『改正原則及準則』と呼称して述べる。

『旧原則及準則』も『改正原則及準則』もともに有価証券そのものについての規定は相当詳細にしているにもかかわらず、有価証券の貸借に関する規定については、次掲の規定あるのみで、なんら触れるところがない。

『旧原則』 第三・貸借対照表原則

一C 特定の資産を債務の担保に供したるときには、その旨を貸借対照表脚注又は明細表に記載しなければならない。

差入有価証券は、貸借対照表に有価証券と区別して記載しなければならない。

『旧準則』 第三章 貸借対照表準則

第四十九 預り金は、営業上の諸預り金、預り保証金、預り保証有価証券等を記載する。

このような規定であったが、『改正原則及準則』では、『旧原則』第三・一Cの前掲の規定の内第二項は、次のように削除され準則に加えられた。

『改正準則』 第三章 貸借対照表準則

第八 (二項) 差入有価証券は、有価証券と区別して記載するものとする。

第四十九 前掲と同よう。

ただし、『安本原則』は、企業会計の基本的原則のみを規定すべき性質のものであり、また少くとも『安本準則』は、商工業を営む株式会社に対する標準様式及び作成方法についての規定であるから、細部にわたる入有価証券の貸借√に関する規定を欠いていても必ずしもこれを以て不備とすることはできないと思う。

(四) 『財務諸表規則及規則取扱要領』における規定

『財務諸表規則』とは、昭和二十五年九月二十八日証券取引委員会規則第十八号として発表された『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』(最終改正・昭和二十八年十一月十四日・令九二)の畧称であり、『規則取扱要領』は、昭和二十六年三月十四日通牒証総第七十七号として発表された『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関

する規則取扱要領』（最終改正・昭和二十八年十一月十四日・蔵理三三二七三）の略称である。しかし、この『財務諸表規則』は『証券取引法第九十三条』^(註)の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類について、その用語、様式及び作成方法を定めたものであり、『規則取扱要領』は、『財務諸表規則』の規定を適用する際の取扱要領を規定したものである。

(註) 証券取引法（昭和二十三年四月十三日法律第二十五号）

第九十三条

この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、大蔵大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って大蔵省令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。

まず、最終改正による『財務諸表規則及取扱要領』における有価証券の貸借に関する規定を抽出してみると、次のようである。

△改正規則▽

第三十九条 左に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。

一、支払手形

六、預り有価証券及び借入有価証券

第四十一条 流動負債に属する負債は、左に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を附した科目をもつて掲記しなければならない。

一、支払手形

十、その他の流動負債

△改正取扱要領▽

- 第四十九 預り有価証券又は借入有価証券の対照勘定は、規則第十条第一項第十一号の資産に属するものとする
- 第五十 差入保証金の代用として提供する預り有価証券又は借入有価証券でその金額が流動資産の総額に対して重要な割合を占めないものについては、対照勘定を用いなくて貸借対照表の脚註に註記することができ
るものとする。

第五十二 預り有価証券及び借入有価証券は、規則第四十一条第十号の負債に属するものとする。

さて、以下『財務諸表規則・取扱要領』の説明については、特に、渡辺実・浅地芳年共著『財務諸表規則・監査証明省令解説』によるところ大なることを記しておく。

では、次にこれらの規定につき述べることにするが、まず始めに、△預り有価証券及び借入有価証券▽の意義を見よう。前掲規則第三十九条第一項第六号の、△預り有価証券▽とは、保証金等の代用として預つた有価証券や、前受金の代用として受入れた有価証券をいい、ただ単に保護預りのために預っている有価証券は含まない、また△借入有価証券▽とは、自己が他の目的のために使用するために他人より借入れた有価証券をいうのである。

(参考) 「預り有価証券と借入有価証券の区別」

問77 取扱要領第五十二において、「その他の流動負債」に属するものとされている「預り有価証券」と「借入有価証券」との区別如何。

(答) 規則では特に両者の区別が明らかでない。証券業者に対しては「預り有価証券」は使用貸借に係るもの、「借入有価証券」は貸借に係るものとすることに通達がなされているが、これは証券業者の特殊の業態にかんがみ明確に示したもので、一般企業においてはこのように厳格に考える要はないと思われる。強いて区分するとすれば、「借入有価証券」は、会社

が特に何らかの用途にそれを使用する目的で相手方より借入れたものをいふ、単に営業保証金の代用等として相手方より受入れたもの等は「預り有価証券」とする方が適当であろう。

又、単に保護預りを依頼されたもの等の会計取引に関連のないものは、貸借対照表能力が無いものと認められるから、「預り有価証券」に含める必要がない。

(渡辺・浅地著「前掲書」一四七頁)

しかしして両者、すなわち『預り有価証券、借入有価証券』ともに△流動負債▽に属するものであり、貸借対照表に表示する場合には、「その他の流動負債」の一つとして記載する。従つてこの対照勘定である『保管有価証券』は△流動資産▽に属するものであり、貸借対照表に表示する場合には、「その他の流動資産」に属することとし、他の流動資産たる『有価証券』と区分することが原則とされているが、(取扱要領第四十九)

(参考) 「預り有価証券又は借入有価証券の対照勘定の名称」

問37 預り有価証券又は借入有価証券の対照勘定を用いんとする場合の適当なる科目の名称を示されたい。

(答) 預り又は借入れた後、未だ担保提供又は保証金代用として差入れていない場合は、「保管預り有価証券」、「保管借入有価証券」等の名称が適当であろう。又、担保提供又は保証差入を行つてあるものは、「保証差入預り有価証券」等の名称が適当である。これを單純に「保証金」として表示し、現金差入れのものとして一括掲記する例がしばしば見受けられるが、この場合には対照勘定であることが不明瞭であるのみならず、現金差入れのものと混同されて誤解を与えることとなるから適当ではない。

(渡辺・浅地著「前掲書」八七一―八八頁)

しかしながら、実際には、流動(短期)的な場合のみでなく固定(長期)的な場合もあり、この原則にとらわれる必要はない。

(参考) 「長期の保証金代用として差入れた借入有価証券」

問 84

借入有価証券は取扱要領第百五十二によれば、規則第四十一条第十号の「その他の流動負債」に属することとなっているが、これを固定資産に属する敷金等の代用として差入使用している場合には、むしろ固定負債として掲記すべきではないか。

(答) このように長期間使用することについては、当然相手方の承諾が得るものと思われるので、正しい表示方法としてはむしろ「その他の固定負債」と投資資産のうちに対照勘定を設け、「借入有価証券」であることを資産、負債の双方において明示することが望ましい。(対照勘定の名称については、問37参照)

(渡辺・浅地著「前掲書」一五一—一五二頁)

いままで述べた規定を、次に仕訳形式を以って示せば、

(イ) 他人より保証金の代用として有価証券を預った場合

(借方) 保管(預り)有価証券 ×××

(貸方) 預り有価証券 ×××

(ロ) 他人より有価証券を借入れた場合

(借方) 保管借入有価証券 ×××

(貸方) 借入有価証券 ×××

なお『取扱要領第四十九』は、預り有価証券、又は借入有価証券を対照勘定として計上することと規定しているかのごとくであるが、後述するように、『取扱要領第五十』と同様に対照勘定を用いずに脚註註記の方法も認められるであろう。ここで注意すべきは、対照勘定を使用した場合は、両者の表示は必ず対照させるべきであって、一方のみを独立科目として表示し、他方は他の項目(科目)と一括して表示することは避けなければならない。

有価証券貸借の会計処理について

次に、「有価証券を借入れて差入保証金の代用として提供した場合や、又は預り有価証券を差入保証金の代用として提供した場合」の処理法であるが、前述せる『預り有価証券及び借入有価証券』の処理法と同様に対照勘定によって表示することを原則とするけれども、その金額が流動資産の総額に対して重要な割合を占めない場合には、対照勘定を用いず、単に貸借対照表の脚註註記の方法を採用しうることとし、いわゆる「重要性の原則」の適用に関する一事例を示している。（取扱要領第五十）

この場合を対照勘定を用いて仕訳形式を以って示せば、

(例) 他人より有価証券を借入れ、これを営業保証金の代用として差入れた場合

(借方) 保証差入借入有価証券 ×××

(貸方) 借入有価証券 ×××

もし、貸借対照表に対照勘定を用いず脚註註記をした場合の一例を示せば、

(脚註) 営業保証金×××の代用として借入有価証券×××が差入れてある。

けだし、以上述べたように『財務諸表規則及取扱要領』における規定に於ても、『安本原則及準則』と同様に、 \wedge 有価証券の貸付 \vee についての規定を欠いているのである。

(四) 『業種別規則・準則』における規定

わが国においては、戦時中（第二次世界大戦中）にも種々業種別の会計に関する統一規定（例えば、業種別原価計算準則その他）が発表されたが、戦後前述せる『安本原則及準則』及び『財務諸表規則及規則取扱要領』が発表されて以後、次掲のような業種別の規則・準則が制定された。

では、これらの規定中、△有価証券の貸借▽に關しての特別規定ありやいなやを見てみよう。

△水産業財務諸表準則▽（昭和二十五年六月一日）……特別規定なし。
水産庁通ちよう第一八九七号

△地方鉄道會計規則▽（昭和二十六年一月三十一日運輸省令第二号）……流動負債勘定中、雜短期負債中に、預り（改正昭和二十六年九月二十八日運輸省令第八九号）

保証有価証券の規定のみあり。

△造船業財務諸表準則▽（昭和二十六年十月十九日運輸省告示第二五四号）……流動負債勘定中、雜短期負債中に、預り（最終改正昭和二十九年九月二十五日〃第四二四号）

△同 準則取扱要領▽（昭和二十七年九月一日船監第三五九号）……「準則」には特別規定なきも、「取扱要領」

第二節・負債・第一・流動負債の規定中、「二十九、預り有価証券又は借入有価証券については、対照勘定によつて表示しないで、これを貸借対照表の脚註に註記する」とある。

△電気事業會計規則▽（昭和二十九年四月一日）……特別規定なし。
（通産省令第一二二号）

△ガス事業會計規則▽（昭和二十九年四月一日）……流動資産勘定中、その他流動資産中に、保管有価証券、流動負債勘定中、その他流動負債中に、預り有価証券の規定がある。

（通産省令第一五号）

△海運企業財務諸表準則▽（昭和二十九年九月三十日）……流動資産勘定中、その他流動資産中に、差入有価証券のみ（運輸省告示第四三二号）

の規定あり。

『業種別規則・準則』における△有価証券貸借規定▽の検討は以上の通りであり、規定条項はあまりなく、特に『貸付有価証券』關係の規定は全くないのである。

最後に中小企業關係についての、△中小会社経営簿記要領▽（昭和二十八年十月）及び△中小企業簿記要領▽（經濟安
企業會計対策調査會）に發表された兩規定中にも、「有価証券の貸借關係規定」は見あたらない。
昭和二十四年十二月）

では、次にこの貸借対照表中の有価証券関係の勘定科目について、前記『取扱要領』第四章、営業報告書の附明事項を見てみよう。

「投資有価証券」

投資有価証券とは、投資の意思をもって所有する有価証券及び関係会社株式（関係会社株式とは、子会社の株式、資本又は取引等の関係上持ち合いとなっている株式、その他証券取引所の会員として所有することを義務づけられている株式等を指す。）をいう。なお、自己の所有する有価証券を営業保証金、会員信認金、長期差入保証金又は長期借入金金の担保に供している（長期差入保証金となる。）場合は、それぞれの該当科目に振替えなければならない。又た、卸に際しては、先入先出法、総平均法等何れの方法によって帳簿価額を算出しても差し支えない。但し、脚註にその採用した方法を明瞭にしておくこと。

「保管有価証券」

「負債の部」の「借入有価証券」「預り有価証券」及び「受入保証金代用有価証券」（信用取引保証金代用有価証券発行日取引保証金代用有価証券及び預り保証金代用有価証券）を集計記載すること。但し、上記の有価証券のうち、営業保証金、会員信認金、長期差入保証金に代用証券として充てているときは、それぞれの当該科目に振替記載しなくてはならない。なお、価格は帳簿価額をもって記載すること。

「借入有価証券」と「預り有価証券」

「借入有価証券」は、消費貸借又は消費寄託により受け取った有価証券をいい、「預り有価証券」は、使用貸借貸借又は寄託（使用しうるもの）により受け取った有価証券をいう。

有価証券貸借の会計処理について

なお、顧客の信用取引の執行に際し発生する借入有価証券又は預り有価証券は計上しないこと。

このように、いま迄述べてきた諸規則・諸準則と異なり、相当詳細な規定がある。また特に、いま迄の規定にはなかつた△消費貸借契約√で受取つた有価証券は「借入有価証券」とし、△使用貸借・賃借契約√で受取つた有価証券は、「有価証券」として処理すると厳格に規定してあるのは、特殊の業態にかんがみて明確にしたものであろう。

しかしながら、これ又前述せる諸規則・諸準則の例にもあつたが、同じ証券業に対する会計規定でも『証券業者の会計規程』（旧証券取引委員会規則による）においては、流動資産中に『貸付有価証券』、『預け有価証券』があつたにもかかわらず、前記省令においては削除されており、有価証券借入及び預り関係のみの勘定科目を存続し、これに対応する有価証券貸付及び預け関係の勘定科目を何ぞ削除したのであろうか、いままでのところ『証券業会計』については、あまり研究してないので、今後調査研究したいと思う。

五　む　す　び

以上私は、△有価証券の貸借関係√について、甚だ不十分ながら一般的会計処理法及び諸規則・諸準則における諸規定につき、いろいろと検討してきたけれども、これを要するに、従来及び現在まで制定された諸規則や諸準則等において、△有価証券の貸借関係√については余り明確な規定がなされていないのであり、かつ又既述せる諸規則や諸準則の中には、特に△有価証券の貸付関係√の規定を欠くものが多いようであるが、その欠く理由が既述せるようなためであつたにせよ、少くとも『会計規定』としては不十分である。

以上で本稿を終るが、不十分、不明確な点については、今後も研究調査を続けたいと思う。（一九五九・一一・五）